

令和6年8月7日

株式会社ジェイコムウェストに対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、令和6年8月6日、株式会社ジェイコムウェストに対し、同社が供給する家庭用の都市ガスの小売供給のうち、「J : COMガス まとめトク料金コース」と称するガス料金を適用する都市ガスの小売供給に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第2号（有利誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名 称 株式会社ジェイコムウェスト（法人番号 2120001080845）

所 在 地 大阪市中央区谷町二丁目3番12号

代 表 者 代表取締役 櫻井 俊一

設立年月 平成9年2月

資 本 金 155億円（令和6年8月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象役務

「J : COMガス まとめトク料金コース」と称するガス料金を適用する都市ガスの小売供給（以下「本件役務」という。）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

J COM株式会社のウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）

(イ) 表示期間

令和4年11月11日から令和5年1月19日までの間

(ウ) 表示内容（別紙）

令和4年11月11日から令和5年1月19日までの間、本件ウェブサイトにおいて、例えば、「POINT 1 J : COMガスのまとめトク料金コースなら年間3,420円（税込）おトクに！」、「大阪ガスの一般料金をご契約中のご家庭で、毎月のガス使用量が16m³を超える場合は、J : COMガスのまとめトク料金コースをご契約いただくとおトクになります。」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、毎月のガス使用量が16m³を超える場合の本件役務のガス料金は、大阪瓦斯株式会社

が提供する家庭用の都市ガスの小売供給のうち、「一般料金」と称するガス料金を適用する都市ガスの小売供給のガス料金（以下「大阪ガス一般料金」という。）より低額であるかのように表示していた。

イ 実際

令和4年11月11日から令和5年1月19日までの間において、本件役務のガス料金に適用される原料費調整単価が大阪ガス一般料金に適用される原料費調整単価を上回るため、月のガス使用量の多寡にかかわらず、本件役務のガス料金は大阪ガス一般料金より高額であった。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、本件役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 03(3507)9239

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所取引課

電 話 06(6941)2175

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/

表示内容
<ul style="list-style-type: none">・「POINT 1 J : COMガスのまとめトク料金コースなら年間3,420円（税込）おトクに！」・「大阪ガスの一般料金をご契約中のご家庭で、毎月のガス使用量が16m³を超える場合は、J : COMガスのまとめトク料金コースをご契約いただくとおトクになります。」・大阪ガス一般料金及び本件役務の月のガス使用量に対応したガス料金について折れ線グラフにより高低を示し、月のガス使用量が16m³以上で大阪ガス一般料金に比して、本件役務のガス料金が低額になることを示す図表と共に、「日々のガス使用量が約16m³以上でおトクに！」

(別紙)

あたらしいを、あたりまえに
J:COM

はじめての方へ ご利用中の方 サイト内検索

サービス 料金一覧 キャンペーン・特典 お申し込み・各種変更 サポート 企業情報

J:COM ガス 料金プラン ガスのしくみ お申し込みの流れ

料金プラン - J:COM ガス Supplied by 大阪ガス

おトクな割引・料金プランについてのご案内

おトクな割引 ☐ コース詳細 ☐

お申し込みに関するお問い合わせ

Webでお問い合わせ > お電話でお問い合わせ(通話無料)
0120-848-816
AM9:00～PM6:00 [年中無休]

大阪ガスが対象！

対象エリアのご確認 >

① J:COM ガス Supplied by 大阪ガスは関西の大坂ガスの都市ガス提供エリア ☎ のみお申し込みいただけます。

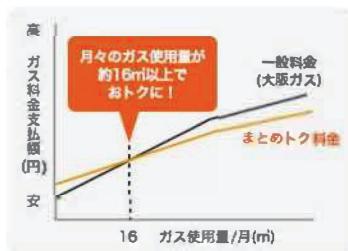
J:COM ガスのご案内

POINT 1 J:COM ガスのまとめトク料金コースなら
年間**3,420円（税込）** おトクに！

まとめトク料金コースとは

大阪ガスの新料金プラン「まとめトク料金」と同等の料金設定でお届けするJ:COM ガスのプラン名称です。
J:COMでガスと電気をまとめてご利用いただけます。*

コースの詳細についてはこちら ☐



大阪ガスの一般料金をご契約中のご家庭で、毎月のガス使用量が16m³を超える場合は、J:COM ガスのまとめトク料金コースをご契約いただくとおトクになります。

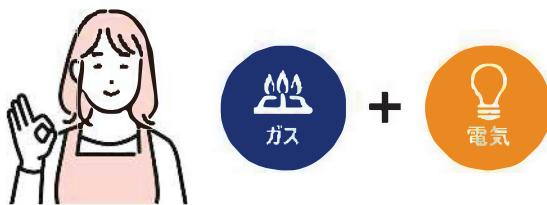
■ 大阪ガス一般料金

■ J:COM ガス まとめトク料金コース

* 「まとめトク料金コース」のご加入には、J:COM電力のご利用が必要です。

POINT 2

J:COMサービスにガスと電気をまとめて
お支払いをすっきり便利に！



※ J:COM 電力の電気料金については、11月1日より燃料費調整額の上限を撤廃いたします。それにより、J:COM 電力に切り替える場合、燃料費調整額によっては地域電力会社比で割高になる場合がございます。
記載の金額は基本料金を含みます。別途「燃料費調整額」および「再生可能エネルギー発電促進賦課金」が必要となります。

J:COM ガスのご加入について

J:COM ガス（まとめトク料金コース）のご加入には、J:COM 電力のご利用が必要です。

J:COM ガス
まとめトク料金コース



J:COM 電力



※ J:COM ガスのご契約には、他のガス小売事業者とのご契約からJ:COMとの契約へお切り替えが必要です。

※ J:COM 電力のご契約には、他の小売電気事業者からJ:COMへ契約切替が必要です。

※ J:COM 電力の電気料金については、11月1日より燃料費調整額の上限を撤廃いたします。それにより、J:COM 電力に切り替える場合、燃料費調整額によっては地域電力会社比で割高になる場合がございます。

J:COM ガス コース料金について

ガス料金の算定方法

ガス料金は、1ヶ月あたりの基本料金と、1m³あたりの単位料金にガスご使用量を乗じた従量料金を合計して算定します。

ガス料金 = 基本料金 (円/月)^{※1} + 従量料金
 + 単位料金 (円/立方メートル)^{※2} × ガスご使用量

※1 ご契約いただいている料金メニューによって決まります。

※2 ガスの原料となる液化天然ガス・液化石油ガスの価格から算定する料金。価格変動に伴い、毎月見直しが行われます。

コース料金

J:COM ガス まとめトク料金コース

(大阪ガスの「まとめトク料金」に相当)

一般料金、エコジョーズ料金、もっと割料金で、ガスをたくさん使うご家庭におトクなガス料金メニューです。

対象のお客さま

一般料金、エコジョーズ料金、もっと割料金でガスを使用されているお客さまが対象となります。

※ このご契約はお客さまのお申込みにより適用となります。

※ 適用開始日は原則として、お申込みの契約が成立後、最初の定例検針日の翌日となります。

※ 大阪ガス供給エリア内の都市ガス13A使用のお客さまに限ります。

※ 本サービスの解約日から1年に満たない場合は、同一需要場所・同内容での再契約ができない場合があります。

料金表

ご家庭で使用されるすべてのガス機器のガス料金に適用されます。

適用期間	料金表	1ヶ月のご使用量	基本料金	単位料金
	A料金	0m ³ から20m ³ まで	1,262円70銭	
	B料金	20m ³ から50m ³ まで	1,319円50銭	
	C料金	50m ³ から100m ³ まで	1,550円00銭	
通年	D料金	100m ³ から200m ³ まで	1,964円00銭	単位料金について は原料費調整制度により変更され ることがあります
	E料金	200m ³ から350m ³ まで	3,268円00銭	詳しくは こちら
	F料金	350m ³ から500m ³ まで	3,272円00銭	
	G料金	500m ³ から1000m ³ まで	4,682円00銭	
	H料金	1000m ³ をこえる場合	7,112円00銭	

単位： 基本料金=円/月 単位料金=円/m³ 基本料金には消費税等相当額を含みます。

※ ガス料金の算定にあたっては税込単価を用いて算定いたします。

※ 表記はすべて税込価格です。

※ ご使用量に応じてAからHの料金表が適用されます。

[閉じる](#) -

J:COM ガス 一般コース

(大阪ガスの「一般料金」に相当)

+

J:COM ガス 家事トク料金コース

(大阪ガスの「家事トク料金」に相当)

+

J:COM ガス あつためトク料金コース

+

(大阪ガスの「あつめトク料金」に相当)

J:COM ガス スマート発電料金コース
(大阪ガスの「スマート発電料金」に相当)



J:COM ガス ハウス空調料金コース
(大阪ガスの「ハウス空調料金」に相当)



J:COM ガス もっと割料金コース
(大阪ガスの「もっと割料金」に相当)

※ 現在大阪ガスの「もっと割料金」に加入されている方のみご加入いただけます。



J:COM ガス 床暖料金コース
(大阪ガスの「床暖料金」に相当)

※ 現在大阪ガスの「床暖料金」に加入されている方のみご加入いただけます。



J:COM ガス マイホーム発電料金コース
(大阪ガスの「マイホーム発電料金」に相当)

※ 現在大阪ガスの「マイホーム発電料金」に加入されている方のみご加入いただけます。



J:COM ガス単体でのご加入も可能です。その場合のガス料金には、「ガスセット割」は適用されません。

詳しくは、J:COMカスタマーセンターまでお問い合わせください。

お申し込みに関するお問い合わせ

Webでお問い合わせ >

お電話でお問い合わせ(通話無料)
0120-848-816

AM9:00～PM6:00 [年中無休]

大阪ガスが対象！

対象エリアのご確認 >

契約約款など

J:COM ガス契約約款 > J:COM ガスに関する特定商取引法に基づく表示 > 重要事項説明 >

【注釈・注意事項】



【税込金額について】

※ 消費税計算をサービスごとに行うため、税込合計額に1円の誤差が発生する場合があります。

[サービス情報](#)  [サポート](#) [お困りごと解決・よくあるご質問](#)  [Fun! J:COM](#) [テレビ番組情報／プレゼント・優待](#)  [マイページ](#) [契約内容確認・変更](#)  [企業情報](#) 



[アカウント一覧](#)

あたらしいを、あたりまえに **J:COM**

[サイトマップ](#) [プライバシー基本方針](#)  [プライバシーポリシー](#)  [セキュリティーポリシー](#)  [ソーシャルメディアポリシー](#)
[お問い合わせ](#) [企業情報](#)  [採用情報](#)  [ENGLISH](#)  [法人のお客さま](#)  [当サイトについて](#)

Copyright © JCOM Co., Ltd. All Rights Reserved.

(参考 1)

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

(昭和三十七年法律第百三十四号)

(目的)

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(不当な表示の禁止)

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

(措置命令)

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に對し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に關し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

(報告の徵収及び立入検査等)

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に關して關係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に關して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に

関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3　（省略）

（権限の委任等）

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3　（省略）

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11　（省略）

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（消費者庁長官に委任されない権限）

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

（公正取引委員会への権限の委任）

第十五条 法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。

ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

景品表示法による表示規制の概要



不当な表示

○ 優良誤認表示（第5条第1号）

商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示

- ① 商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示

- ② 商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、事実に相違して競業事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示

不実証広告規制（第7条第2項及び第8条第3項）

消費者庁長官は、商品・サービスの内容（効果、性能）に関する優良誤認表示に該当するか否かを判断する必要がある場合に、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

○ 事業者が当該資料を提出しない場合又は提出した資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められない場合

- ・第7条第2項（措置命令関連）に基づく資料提出要求：不当表示とみなす。
- ・第8条第3項（課徴金納付命令関連）に基づく資料提出要求：不当表示と推定する。

○ 有利誤認表示（第5条第2号）

商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示

- ① 商品・サービスの取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

- ② 商品・サービスの取引条件について、競業事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

○ 商品・サービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示（第5条第3号）

- ① 無果汁の清涼飲料水等についての表示

- ② 商品の原産国に関する不当な表示

- ③ 消費者信用の融資費用に関する不当な表示

- ④ 不動産のおとり広告に関する表示

- ⑤ おとり広告に関する表示

- ⑥ 有料老人ホームに関する不当な表示

- ⑦ 一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示

※別添写しについては添付を省略しています。

別添

消表対第742号
令和6年8月6日

株式会社ジェイコムウエスト
代表取締役 櫻井 俊一 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する家庭用の都市ガスの小売供給のうち、「J : COMガス まとめトク料金コース」と称するガス料金を適用する都市ガスの小売供給（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第2号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に提供する本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
- ア(ア) 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和4年11月11日から令和5年1月19日までの間、J COM株式会社（以下「J COM」という。）のウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）において、例えば、「POINT J : COMガスのまとめトク料金コースなら年間3,420円（税込）おトクに！」「大阪ガスの一般料金をご契約中のご家庭で、毎月のガス使用量が16m³を超える場合は、J : COMガスのまとめトク料金コースをご契約いただくとおトクになります。」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、毎月のガス使用量が16m³を超える場合の本件役務のガス料金は、大阪瓦斯株式会社（以下「大阪ガス」という。）が提供する家庭用の都市ガスの小売供給のうち、「一般料金」と称するガス料金を適用する都市ガスの小売供給のガス料金（以下「大阪ガス一般料金」という。）より低額であるかのように表示していたこと。
- イ) 実際には、令和4年11月11日から令和5年1月19日までの間において、本件役務のガス料金に適用される原料費調整単価が大阪ガス一般料金に適用される原料費調整単価を上回るため、月のガス使用量の多寡にかかわらず、本件役務のガ

ス料金は大阪ガス一般料金より高額であったこと。

- イ 前記ア(ア)の表示は、前記ア(イ)のとおりであって、本件役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示を行うことにより、当該役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社ジェイコムウェスト（以下「ジェイコムウェスト」という。）は、大阪市中央区谷町二丁目3番12号に本店を置き、有線テレビジョン放送事業、電気通信事業、エネルギーの提供事業等を営む者である。
- (2)ア J COMは、東京都千代田区丸の内一丁目8番1号に本店を置き、有線テレビジョン放送事業、電気通信事業、エネルギーの提供事業等を営む者である。
- イ J COMは、ジェイコムウェストの株式に係る議決権の過半数を超えて保有している。
- (3) ジェイコムウェストは、本件役務を一般消費者に提供している。
- (4)ア ジェイコムウェストは、一般消費者に本件役務を提供するに当たり、基本料金及び従量料金の合算額をガス料金として請求しているところ、従量料金については基準単位料金及び原料費調整単価の合算額に月のガス使用量を乗じることにより算出している。
- イ 大阪ガスは、一般消費者に、同社が提供する家庭用の都市ガスの小売供給のうち、「一般料金」と称するガス料金を適用する都市ガスの小売供給を提供するに当たり、基本料金及び従量料金の合算額をガス料金として請求しているところ、従量料金については基準単位料金及び原料費調整単価の合算額に月のガス使用量を乗じることにより算出している。
- (5) ジェイコムウェストは、本件役務に係る本件ウェブサイトの表示内容の決定をJ COMに委ねることにより、当該表示内容の決定に関与している。
- (6)ア ジェイコムウェストは、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和4年11月11日から令和5年1月19日までの間、本件ウェブサイトにおいて、例えば、「POINT J : COMガスのまとめトク料金コースなら年間3,420円（税込）

おトクに！」、「大阪ガスの一般料金をご契約中のご家庭で、毎月のガス使用量が16m³を超える場合は、J:COMガスのまとめトク料金コースをご契約いただくとおトクになります。」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、毎月のガス使用量が16m³を超える場合の本件役務のガス料金は、大阪ガス一般料金より低額であるかのように表示していた。

イ 実際には、令和4年11月11日から令和5年1月19日までの間において、本件役務のガス料金に適用される原料費調整単価が大阪ガス一般料金に適用される原料費調整単価を上回るため、月のガス使用量の多寡にかかわらず、本件役務のガス料金は大阪ガス一般料金より高額であった。

3 法令の適用

前記事実によれば、ジェイコムウエストは、自己の供給する本件役務の取引に関し、本件役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第2号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注） 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消し

の訴えを提起することができなくなる。

- (注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表

表示内容
<ul style="list-style-type: none">・「POINT 1 J : COMガスのまとめトク料金コースなら年間3,420円（税込）おトクに！」・「大阪ガスの一般料金をご契約中のご家庭で、毎月のガス使用量が16m³を超える場合は、J : COMガスのまとめトク料金コースをご契約いただくとおトクになります。」・大阪ガス一般料金及び本件役務の月のガス使用量に対応したガス料金について折れ線グラフにより高低を示し、月のガス使用量が16m³以上で大阪ガス一般料金に比して、本件役務のガス料金が低額になることを示す図表と共に、「日々のガス使用量が約16m³以上でおトクに！」

(別添写し)